



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 11 月 24 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「中国における最近の社会保険に関する動きについて」

一、中国における社会保険費申告納付管理規定(草案)について

「社会保険法」の実施に伴い、中国人力資源・社会保障部は、1999 年に発布した「社会保険費申告納付管理暫行方法」(第 2 号)の修正を行い、「社会保険費申告及び納付管理規定(草案)」を公開しました。今般の草案は社会保険の適用範囲、申告方法、遅延納付、法律責任の明確化などに変更がありました。主な変更点や追加点については以下の通りです。

■ 主要な変更並びに追加点について

本規定の対象	従来の養老保険、医療保険、失業保険に加え、労災保険、出産保険を追加。
申告・納付の義務	申告:新社員の雇用日より 30 日以内 に社会保険の申告が必要。 納付:期限内に納付しない場合は、企業に 滞納金 を払わせる。
催告書の送付	① 期限内に申告と納付ができない場合。 ② 期限内に全額納付できない場合。 ③ 職員数、納付基数などの情報を過少申告した場合。 以上の場合、納付期限日より 10 日以内に企業に催告書を送付。
銀行口座から強制徴収	催告書送付後も期限内に支払われない場合は、企業の銀行口座より社会保険料を強制的に引き落とす。
納付延期・担保の差し押さえ	銀行預金口座残高が社会保険料額に充当できない場合、企業に担保財産(不動産や物品)の提供を求め、最長 6 ヶ月以内の納付延期期間を設ける。最終的に支払いが行われない場合等は人民法院(裁判所)に担保財産の差し押さえを申請し、競売を行い、社会保険料の不足に当てる。
罰則規定	企業の責任者並びに担当者に対し、 1,000 人民元以上 10,000 人民元以下の罰金 企業に社会保険料未払い額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金

二、外国就業者の中国社会保険の加入について

今年 7 月 1 日実施された「社会保険法」が、外国就業者に社会保険の加入を義務付け、10 月 15 日、「外国人の社会保険加入に関する暫行方法」が実施された後、北京、成都、青島の 3 都市が相次ぎ、社会保険加入に関する細則を公表しました。

保険の種類は中国人と同様(養老、医療、失業、労災、出産の 5 項目)であり、納付基数や納付利率は地域によって異なります。北京の場合、外国就業者 1 人当たりの社会保険料年額(個人負担分を含む)が約 78 万 9 千円となり、上海では約 84 万 2 千円と試算されています。これからその他地域政府が実施細則の公布が予定され、試験的に運用を始めていく見込みです。

出所: 中国人力資源・社会保障部ホームページ
照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載